

寫

可

海軍大將有馬良橘外十七名
任命ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和九年五月三十日

内閣總理大臣子爵齋藤 實



閱 第二二九號

案起

昭和九年五月三十日

決定	昭和九年五月三十日	施行
----	-----------	----

昭 和 九 年	月 日
------------------	--------

五月三十日

内閣總理大臣 齋藤 内閣書記官長 堀切

內閣書記官 橫溝

海軍大將有馬良橘

故元帥海軍大將侯爵東鄉平八郎
葬儀委員長被仰付

内閣書記官長堀切善次郎

故元帥海軍大將侯爵東鄉平八郎
葬儀副委員長被仰付

內閣書記官橫溝光暉

同

川島孝彦

内閣書記官	稻田周一
宮内次官	大谷正男
宮内事務官	鹿兒島虎雄
宮内書記官	武宮雄彦
式部官	岩波武信
式部官伯爵	坊城俊良
宮内技師	鈴木鎮雄
陸軍歩兵佐	鈴木謙二
陸軍歩兵少佐	久野村桃代
海軍次官	長谷川清
海軍大佐	阿部勝雄
海軍中佐	原田清一
同	小島秀雄

海軍少佐	黒島亀人
故元帥海軍大將候爵東郷平八郎	葬儀委員被仰付

祕發九第三號

本月三十日附閣第二二八號ヲ以テ樞密顧問官
有馬良橘ヲ故元帥海軍大將侯爵東鄉平八郎
葬儀委員長ニ任命方奏請儀御照會ノ處右
ハ本院ニ於テ差支無之候此段及回答候也

昭和九年五月三十日

樞密院議長男爵一木喜徳郎

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

藝文類聚

人往第四三五號

葬儀委員任命件通牒

昭和九年五月三十日

陸軍次官 柳川平助

内閣書記官長堀切善次郎殿

本月三十日附閱第二二八號照會，趣當省三於
差支無之候

樞密顧問官有馬良橘ニ對シ海軍大將ノ資格ニテ
故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀委員長ニ
任命方奏請致度候ニ付御差支、有無御回報
相煩度

案ノ二

九年五月三十日

内閣書記官長

宮内大臣

宛

海軍大臣

依命照會

左記ノ者ヲ故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀
委員ニ任命方奏請可相成ニ付御差支ノ有無御
回報相煩度

記

宮内次官

大谷 正男

宮内書記官

武宮 雄彦

宮内事務官

鹿兒島 虎雄

式部官

岩波 武信

式部官伯爵 坊城 俊良

宮内技師 鈴木 鎮雄

右宮内大臣宛

海軍次官 長谷川 清

海軍大佐 阿部 勝雄

海軍中佐 原田 清一

同 小島 秀雄

海軍少佐 黒島 亀人

右海軍大臣へ

案ノ三

九年五月三十日

内閣書記官長

陸軍次官宛

照會

左記、者、故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀委員ニ任命方奏請可相成ニ付御差文、有無御回報相成度

記

陸軍歩兵中佐 鈴木 謙二

陸軍歩兵少佐 久野村 桃代

案ノ四

九年五月三十日

内閣書記官長

内務次官宛

照會

左記、者、海軍大將ノ資格ヲ以テ故元帥海軍大將侯爵東郷平八郎葬儀委員長ニ任命方奏請可相成ニ付御差文、有無御回報相成度

記

官幣大社明治神宮宮司 有馬 良橘